

地域緑化推進地区の緑化活動に関する支援実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第26条5項に定める地域緑化推進地区の緑化活動に関する支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の内容)

第2条 市長は、予算の範囲内で、苗木、花苗、緑化資材等（以下「支援物資」という。）を支援するものとする。

(緑化支援ポイントの付与)

第3条 市長は、地域緑化推進地区の面積に応じ、1ポイント当たり10円相当の別表1に定めたポイントを付与するものとする。

2 付与されたポイントは、付与された年度内で使用し、次年度の繰り越すことはできない。

(事前の周知)

第4条 市長は、毎年4月及び8月に地域緑化推進地区の代表者（以下「代表者」という。）に当制度の周知を行うものとする。

(支援の申請)

第5条 代表者は、前条の周知があったときは、毎年5月及び9月の市長が指定した期間に申請をすることができる。

2 代表者は、第3条の規定により付与されたポイントの範囲内で、市長が提示する別表2に定めたリストの中から支援物資を選択し、地域緑化推進地区緑化支援申請書（第1号様式）を市長へ提出するものとする。

(支援の決定)

第6条 市長は、前条第1項による申請があったときは、その内容を審査するとともに、支援についての採否及び支援物資を決定する。

(支援決定の通知)

第7条 市長は、前条の決定をしたときは、速やかに地域緑化推進地区緑化支援決定通知書（第2号様式）により代表者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 前条により通知を受けた代表者は、事業が完了したときは速やかに地域緑化推進地区緑化支援完了報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年9月7日から施行する。

(経過措置)

平成22年度においては、別表1に定める付与ポイントは2分の1とする。

別表1（第4条関係）

地域緑化推進地区の面積	付与ポイント
1ヘクタール未満	2,000ポイント
1ヘクタール以上 4ヘクタール未満	4,000ポイント
4ヘクタール以上 7ヘクタール未満	7,000ポイント
7ヘクタール以上 10ヘクタール未満	10,000ポイント
10ヘクタール以上	14,000ポイント

